

令和4年度 主な税制改正要望の概要

令和3年8月
厚生労働省 

目 次

- 緊急小口資金等の特例貸付に係る非課税措置の創設 1
- ひとり親家庭住宅支援資金貸付金に係る非課税措置の創設等 2
- 児童福祉制度の見直しに伴う税制上の所要の措置 3
- 地域医療構想実現に向けた税制上の優遇措置の拡充 4
- 基金拠出型医療法人における負担軽減措置の創設 5
- 感染症有事に備える取組に伴う税制上の所要の措置 6
- 労働者協同組合法の施行に伴う税制上の所要の措置 7
- 交際費課税の特例措置の延長 8

1. 現状

- **緊急小口資金等の特例貸付**については、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等により、生活に困窮される方を対象に、貸付を行っている。
- この特例貸付については、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、償還時に住民税非課税の方の償還を免除することができる特例（令和4年度以降適用予定）を設けており、償還免除は資金種類（※）ごとに一括して行い、**最大で200万円が償還免除**となる。

（※）①緊急小口資金、②総合支援資金の初回貸付分、③総合支援資金の延長貸付分、④総合支援資金の再貸付
- ただし、**貸付金額を償還免除した場合**には、一時的な収入として見なされ、年間50万円を超える部分については、課税所得として扱われることになる。
- **生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮するため**、償還時に住民税非課税の方の償還を免除することができる特例であるが、**償還免除額（債務免除益）に所得税が課せられる場合、新たな税負担が生ずることとなり、生活再建の妨げとなるおそれがある。**

2. 要望内容

- 「緊急小口資金等の特例貸付」における償還免除額（債務免除益）について、非課税措置を講じる。

(参考) 「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」の第4条において、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて実施した個人への給付として、以下は所得税が課税されていない。

- ①特別定額給付金、②子育て世帯生活支援特別給付金

1. 現状

- 「ひとり親家庭住宅支援資金貸付金」制度では、母子・父子自立支援プログラム（※1）の策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者（※2）等に対して、住居費貸付を行っており、1年間の就業継続で返済免除となる。

（※1）児童扶養手当受給者等に対し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせる自立支援のためのプログラム。

（※2）離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。

- ただし、返済免除額（債務免除益）に所得税が課せられる場合、自立の妨げになるという課題がある。

2. 要望内容

- 「ひとり親家庭住宅支援資金貸付金」制度における返済免除額（債務免除益）等への非課税措置を講じる。

児童福祉制度の見直しに伴う税制上の所要の措置

(所得税、法人税、消費税、登録免許税、個人住民税、法人住民税、事業税、地方消費税等)

1. 現状

- 経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）において、
 - ・ 子供の支援に携わる者の資質の向上に向けた資格の在り方、司法関与の強化も含めた一時保護の適正手続の確保、子供の権利擁護、積極的な取組を評価するなど実効性のある里親支援等の在り方の検討を含む家庭養育優先原則の徹底、措置解除者に対する支援の在り方等について、検討に基づき必要な措置を講じる。
 - ・ 児童の健全育成推進や虐待予防の観点から、支援を要する子育て世帯に支援が行き渡るよう、未就園児の効果的な把握や母子保健と児童福祉のマネジメント体制の再整理、市町村、児童家庭支援センターなどによる在宅支援の推進などについて検討し、所要の措置を講じるとともに、児童相談所を含めた子供や家庭の支援体制を充実強化するとされたことも踏まえ、児童福祉制度の在り方について、社会保障審議会において検討を行っているところ。

2. 要望内容

- ・ 児童福祉制度の在り方について、社会保障審議会において検討を行い、その結果等を踏まえて税制上の所要の措置を講じる。

1. 現状

- ・ 経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）において、民間医療機関を含めて地域医療構想調整会議における議論を促すこととされており、税負担のない公立・公的医療機関のみならず、民間医療機関にも再編が求められている中、税負担において可能な限り公平性を確保することが必要である。

2. 要望内容

- ・ 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律における認定再編計画（地域医療構想調整会議において合意されていることが条件）に基づき取得した資産（用地・建物）について、令和3年度税制改正で創設した登録免許税の軽減措置に加え、不動産取得税、固定資産税の課税標準を現行の2分の1に軽減する税制措置を講じる。

【措置内容】

- 不動産取得税及び固定資産税の課税標準を2分の1に軽減する。

* 参考：令和3年度税制改正において、登録免許税の軽減措置を創設。

- ・ 土地の取得による「所有権移転登記」に係る登録免許税を1,000分の10（本則1,000分の20）とする。
- ・ 建物の新築による「所有権保存登記」に係る登録免許税を1,000分の2（本則1,000分の4）とする。

(参考) 経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）

【医療・介護制度改革】(ii)医療提供体制の効率化

2040年に向けて人材不足等の新たな課題に対応するため、地域医療構想の実現に向けた取組、医師偏在対策、医療従事者の働き方改革を三位一体で推進し、総合的な医療提供体制改革を実施する。…（略）…民間医療機関についても、2025年における地域医療構想の実現に沿ったものとなるよう対応方針の策定を改めて求めるとともに、地域医療構想調整会議における議論を促す。

1. 現状

- 平成18年の医療法改正を踏まえ、持分なし医療法人への移行を進めているが、持分なし医療法人への移行の障害のひとつに財産権を放棄することに対する抵抗感がある。
- 持分なし医療法人には、金銭等の財産を基金として拠出することで資金調達を行う「基金拠出型医療法人」があり、基金拠出型であれば、財産権を放棄することなく持分なし医療法人への移行が可能となる。
- しかしながら、基金として拠出する際に、その一部が配当所得とみなされ課税され、基金の相続時には相続税等もかかるため、円滑な移行に障害が生じている。

基金拠出型医療法人

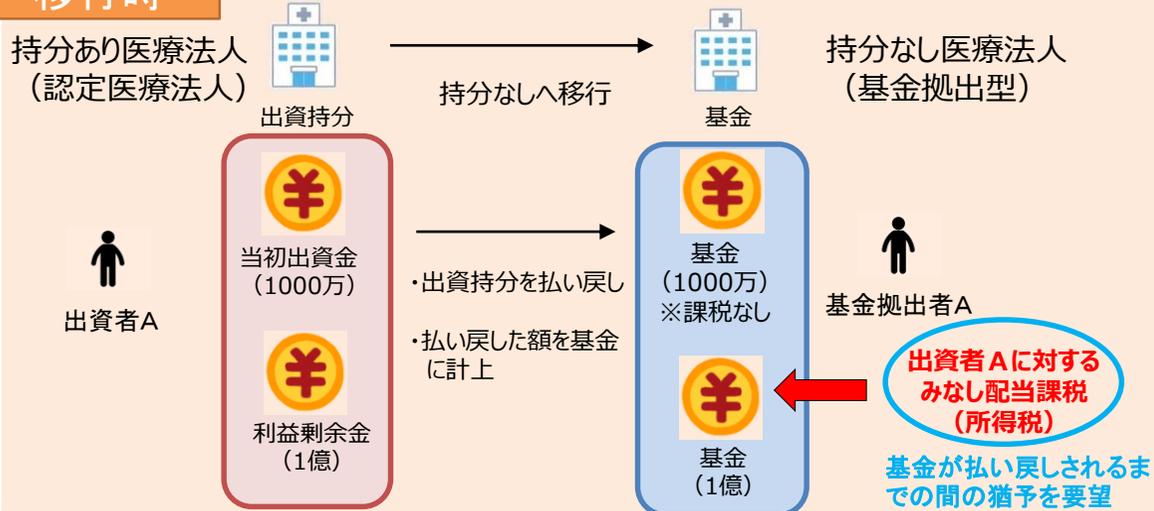
- 持分なし医療法人のなかで、法人の資金調達手段として定款中に基金に関する条項を持つもの。
- 基金とは、法人設立等にあたり拠出された金銭等の財産を指し、法人は定款の定めるところにより拠出者に返還義務を負う。
- 基金の返還は、定時社員総会の決議によって行わなければならない。

2. 要望内容

基金拠出型医療法人への移行を促進するため、以下の税制要望を行う。

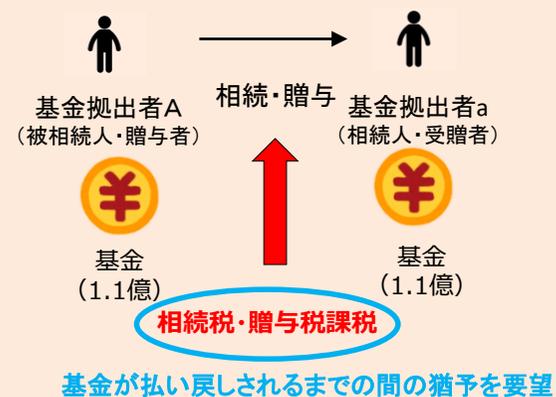
- 持分の払い戻しが経営に与えるリスクの高い医療法人について、持分あり医療法人が基金拠出型医療法人へ移行した場合の、出資者に対するみなし配当課税を猶予
- 基金拠出型医療法人への移行後、相続・贈与発生時の基金にかかる相続税・贈与税を猶予

移行時



移行後

<相続・贈与が発生した場合>



感染症有事に備える取組に伴う税制上の所要の措置

(所得税、法人税、消費税、個人住民税、法人住民税、事業税、地方消費税等)

1. 現状

- 経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）において、
 - ・ 「感染症を巡る状況を踏まえつつ、個々の医療機関の経営リスクに配慮しながら、病床や医療人材の確保に関する協力を国や地方自治体が迅速に要請・指示できるようにするための仕組みや、平時からの開発支援を含め治療薬やワクチンについて安全性や有効性を適切に評価しつつ、より早期の実用化を可能とするための仕組み、ワクチンの接種体制の確保など、感染症有事に備える取組について、より実効性のある対策を講ずることができるよう法的措置を速やかに検討する。あわせて、行政の体制強化に取り組む。」
 - ・ 「今回の感染症対応で明らかとなった医療提供体制の広域的対応の遅れ、特に大都市圏における広域的対応の未進捗に対処する必要がある。このため、厚生労働省は、大都市圏における第3次医療圏を超えた医療機関・保健所サービスの提供等について、広域的なマネジメントや地方自治体間の役割分担の明確化を図る。」
- とされたところ。

2. 要望内容

- ・ 上記方針に基づき、感染症有事に備える取組について、医療機関への支援等を含め、より実効性のある対策を講じることができるよう検討を行い、この検討結果等を踏まえ税制上の所要の措置を講じる。

労働者協同組合法の施行に伴う税制上の所要の措置

(所得税、法人税、印紙税、登録免許税、個人住民税、法人住民税、事業税、固定資産税、事業所税、都市計画税)

1. 現状

- 労働者協同組合及び労働者協同組合連合会は、令和2年12月4日に成立し、同月11日に公布された議員立法「労働者協同組合法」において新たに創設された法人形態である。
- 労働者協同組合及び労働者協同組合連合会については、前者は組合員が出資し、それぞれの意見を反映して事業が行われ、組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織であり、後者は労働者協同組合等を会員とし、その指導、連絡及び調整に関する事業を行う組織である。



- 労働者協同組合及び労働者協同組合連合会には、その事業を通じて、持続可能で活力ある地域社会の実現を図ることが期待されており、それぞれの機能を適切に発揮するために、税制面での措置を検討しているところ。

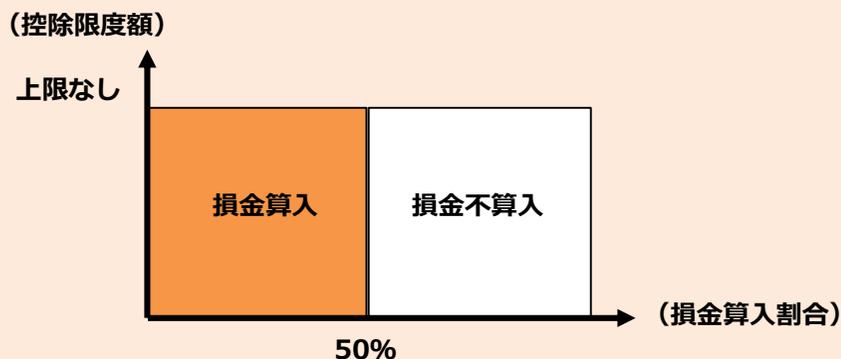
2. 要望内容

- ・労働者協同組合法の施行に伴い、新たに位置づけられる労働者協同組合及び労働者協同組合連合会に関する税制上の所要の措置を講じる。

1. 現状

- ・ 交際費（飲食費や贈答品の費用等）については、消費の拡大を図る観点から、以下の特例措置が設けられている。
※中小企業については、①②のいずれかを選択。

① 飲食費（社内接待費を除く）の50%を損金算入できる特例措置 〔中小企業・大企業（資本金の額等が100億円以下）〕



② 交際費を800万円までは全額損金算入できる特例措置 〔中小企業のみ〕



(参考) 社内接待費
専ら当該法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出する費用

2. 要望内容

- ・ 飲食費の50%を損金算入できる特例措置（中小企業・大企業（資本金の額等が100億円以下））及び交際費（飲食費や贈答品の費用等）を800万円までは全額損金算入できる特例措置（中小企業のみ）について、その適用期限を2年延長する。